

読替え後の「大阪外国語大学における授業料
その他の費用の額に関する規程」

〔平成16年6月2日〕
制 定
最近読替改正 平19. 10. 11

(趣旨)

第1条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学学則第49条の規定に基づき、大阪大学（以下「本学」という。）において旧大阪外国語大学の課程を履修する者に係る授業料その他の費用の額を定めるものとする。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第2条 本学において徴収する検定料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。

区 分		検 定 料	入 学 料	授 業 料 (年 額)	
外 国 語 学 部	昼間主 コース	1年次入学者	大阪大学学生納付金規程に定める額		
		再入学者			
		2年次編入学者			
		3年次編入学者			
	夜間主 コース	1年次入学者	10,000円	141,000円	267,900円
		再入学者	18,000円	141,000円	267,900円
		2年次編入学者	18,000円	141,000円	267,900円
3年次編入学者		18,000円	141,000円	267,900円	
大学院	前期課程	大阪大学学生納付金規程に定める額			
	後期課程				
	再入学者				
科目等履修生		大阪大学学生納付金規程に定める額			
聴講生		大阪大学学生納付金規程に定める額			
特別聴講学生		大阪大学学生納付金規程に定める額			
研究生		大阪大学学生納付金規程に定める額			
特別研究学生		大阪大学学生納付金規程に定める額			

(寄宿料)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	寄 宿 料 (月 額)
学寮 (向陽寮、もみじ寮)	4,300円

第4条及び第5条 削除

附 則

- この規程は、平成19年10月11日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
- 平成11年3月31日に大阪外国語大学に在籍する者及び平成11年4月1日に大阪外国語大学に編入学又は再入学した者の授業料の額については、第2条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成16年省令第15号）第1条の規定による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。